

○近江八幡市給水条例

平成22年3月21日

条例第206号

改正 平成25年6月27日条例第36号

平成25年12月25日条例第57号

平成28年12月20日条例第58号

平成31年3月22日条例第19号

令和元年12月20日条例第28号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第10条）

第3章 給水（第11条—第20条）

第4章 料金及び手数料（第21条—第29条）

第5章 管理（第30条—第36条）

第6章 貯水槽水道（第37条・第38条）

第7章 補則（第39条・第40条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、近江八幡市水道事業（以下「水道事業」という。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 水道事業の給水区域は、市の区域内とする。ただし、標高120メートル（含併前の安土町の区域においては、標高135メートル）以上の地帯を含まない。

（平25条例36・一部改正）

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業

の管理者（管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- （1） 専用給水装置 1戸又は1箇所で専用するもの
- （2） 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- （3） 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、管理者は、必要と認めるときは、利害関係人の同意書の提出を求めることができる。

（水道利用加入金）

第6条 給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増す場合に限る。）の申込みをしようとする者は、次の表に掲げる給水管の口径の区分により、水道利用加入金（以下「加入金」という。）を管理者に納入しなければならない。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額とする。

給水管の口径	加入金（1給水装置につき）	備考
13ミリメートル	99,000円	加入金は、消費税及び地方
20ミリメートル	137,500円	消費税を含むものとする。
25ミリメートル	209,000円	
40ミリメートル	528,000円	
50ミリメートル	825,000円	

75ミリメートル	1, 870, 000円	
100ミリメートル	3, 300, 000円	
150ミリメートル	7, 370, 000円	

- 2 加入金は、工事の申込みの際、管理者に納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事の申込みの取消し等管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平25条例57・平31条例19・一部改正)

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市がその費用を負担することができる。

(平28条例58・一部改正)

(工事の施行)

第8条 給水装置工事は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、管理者が必要と認めたときは、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議のあるときは、給水装置工事申込者の責任とする。
- 4 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、別に管理規程で定める。

(令元条例28・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の変更等の工事)

第10条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を定め、管理者に届けなければならない。代理人に変更があったときも、また同様とする。

(管理人の選定)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させ

るため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第15条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。
- 3 共同住宅で受水槽を設置し、各戸検針を行う場合の前項の位置は、管理者が別に定める。
- 4 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第16条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。ただし、前条第3項による場合は、この限りでない。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第17条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
 - (2) メーターの口径又は用途を変更するとき。
 - (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道の使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第18条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第19条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 管理者は、給水装置又は供給する水道水及び貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の給水栓の水質について、水道使用者及び貯水槽水道の利用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第21条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用するものは、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第22条 料金は、1箇月につき次の表の基本料金と超過料金との合計額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとす

る。

基本料金 (使用水 量 10m ³ まで)	給水管の口径		料金
	13ミリメートル		1, 331.00円
	20ミリメートル		1, 452.00円
	25ミリメートル		2, 530.00円
	40ミリメートル		4, 180.00円
	50ミリメートル		6, 985.00円
	75ミリメートル		11, 770.00円
	100ミリメートル		21, 450.00円
150ミリメートル		37, 950.00円	
超過料金 (1m ³ に つき)	区分	使用水量	料金
	一般用	10m ³ を超えるまでの分	171.60円
		30m ³ を超えるまでの分	187.00円
		50m ³ を超えるまでの分	202.40円
		100m ³ を超えるまでの分	220.00円
		200m ³ を超えるまでの分	234.30円
		500m ³ を超える分	253.00円
	浴場用	10m ³ を超える分	133.10円
	臨時用	10m ³ を超える分	456.50円
備考			
<ol style="list-style-type: none"> 料金は、消費税及び地方消費税を含むものとする。 一般用とは、浴場用及び臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。 浴場用とは、一般公衆浴場の用に水道を使用する場合をいう。 臨時用とは、工事その他臨時の用に水道を使用する場合をいう。 			

2 消火栓の使用について、消防演習1栓1回5分まで2, 800円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、5分を超えるごとに2, 800円（消費税及び地方消費税を含む。）を加算するものとする。

3 管理者が別に定める要件を満たす集合住宅等において、1個のメーターを2戸以上で一般用に使用する場合の料金は、水道使用者等の申請に基づき各戸の使用水量を均等とみなし、かつ、各戸のメーターの口径を20ミリメートルとみなして、第1項の規定に基づき算定することができるものとする。

(平25条例57・全改、平31条例19・一部改正)

(料金の算定)

第23条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第25条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。

- (1) 使用水量又は使用日数が基本水量の2分の1又は15日までのときは基本料金の2分の1
- (2) 使用水量又は使用日数が基本水量の2分の1又は15日を超えるときは1箇月分として算定した金額

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第26条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、納入通知書により、2箇月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第28条 手数料は、次の各号に定めるところにより、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去するとき 次の表の区分による。

金額（1件又は1栓につき）				
区分	13ミリメートル	25ミリメートル	50ミリメートル	100ミリメートル以上
	20ミリメートル	40ミリメートル	75ミリメートル	150ミリメートル
新設	1, 100円	1, 600円	2, 200円	3, 300円
改造、修繕、撤去	600円	800円	1, 100円	1, 600円

備考 この手数料は、設計審査、材質検査及び工事検査を包含したものである。

(2) 水道の使用を開始するとき（休止中のものに限る。） 次の表の区分による。

給水管口径	金額	備考
13ミリメートル	1, 267円	金額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。
20ミリメートル	1, 382円	
25ミリメートル	2, 409円	
40ミリメートル	3, 980円	
50ミリメートル	6, 652円	
75ミリメートル	11, 209円	
100ミリメートル	20, 428円	

150ミリメートル	36, 142円
-----------	----------

(3) 指定給水装置工事事業者を新規指定するとき 1件につき 10, 000円

(4) 指定給水装置工事事業者を更新指定するとき 1件につき 8, 000円

(5) 各種証明書を交付するとき 証明手数料として、1件につき 300円

2 前項の手数料は、特別の理由がない限り、還付しない。

(平25条例57・平31条例19・令元条例28・一部改正)

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第29条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない加入金、料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第30条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 前項の措置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(令元条例28・一部改正)

(給水の停止)

第32条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第19条第2項の修繕費、第22条の料金又は第28条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が正当な理由がなくて第23条の使用水量の計量、又は第30条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(給配水管の破損修理費用)

第34条 管理者は、道路工事等によって給配水管又は給水装置を破損したときは、その原因者に対して、管理者が別に定めた水道漏水修理積算単価表によりその修理費を徴収することができる。

(過料)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第15条第2項のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第30条の検査又は第32条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

- (4) 第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (5) 正当な理由がなくて、私設消火栓を使用し、又はみだりに止水栓、制水弁等を開閉した者
- (6) 前各号のほか、この条例又はこの条例に基づく規程に違反した者
(料金を免れた者に対する過料)

第36条 詐欺その他不正の行為によって第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

- (管理者の責務)

第37条 管理者は、法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道（以下「貯水槽水道」という。）の管理に関し必要があると認めたときは、貯水槽水道の設置者に對し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

- (設置者の責務)

第38条 貯水槽水道のうち法第3条第7項に規定する簡易専用水道（以下「簡易専用水道」という。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

- (運営委員会)

第39条 水道事業を適正かつ円滑に運営するため近江八幡市水道事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織その他必要な事項は、近江八幡市水道事業運営委員会規程で定

める。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の近江八幡市給水条例（昭和40年近江八幡市条例第23号）又は安土町水道事業給水条例（平成10年安土町条例第9号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

付 則（平成25年条例第36号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成25年条例第57号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の近江八幡市給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前から継続して供給している水道の使用で、水道料金の算定期間が施行日の前から施行日以後にわたるものに係る料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行日の前日までに改正前の近江八幡市給水条例第6条に定める工事の申込みをしたものに係る加入金については、なお従前の例による。

付 則（平成28年条例第58号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成31年条例第19号）

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に規定する日から施行する。

付 則（令和元年条例第28号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。